

倫理審査が必要な『研究として扱う症例報告』についてのガイドライン

平成 28 年 3 月 19 日

日本精神神経学会

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」では、いわゆる症例報告は研究に該当しないとしている。但し、以下に該当する症例研究については、当該機関における倫理審査を行う事を日本精神神経学会は学会員に遵守することを求める。

1. 所属施設・機関における規定等が審査を求めている場合
2. 症例を集積するために診療録等の臨床情報を用いる場合
3. 通常の診療の範囲を超えた治療、検査その他を行う場合